

**2020年度  
名古屋市予算編成に  
あたっての要望**

**2019年9月10日**

**日本共産党名古屋市会議員団**

2019年9月10日

名古屋市長  
河村たかし 様

日本共産党名古屋市議団  
団長 田口一登

## 2020年度名古屋市予算編成にあたっての要望書

市民生活を支える日々の活動に敬意を表します。

先に行われた参議院選挙では、いわゆる改憲勢力が憲法改正発議に必要な3分の2の議席を割り込み、自民党は単独過半数を失う結果となりました。

選挙後によりやく公表された公的年金の「財政検証」では、マクロ経済スライドにより基礎年金の給付が約3割削減されるケースも示され、将来不安が顕在化しています。格差と貧困の広がりも深刻です。いま政治に求められているのは、高齢化・少子化を口実にした社会保障の切り捨てではなく、低賃金と長時間労働の是正、非正規から正規労働への転換、子育て支援の拡充などで、若者の将来不安を解消し、少子化を克服する強い姿勢と具体的施策です。

名古屋市においても、非正規労働の拡大につながる民間委託、指定管理者制度の導入などが問題となっています。

さらに、10月からの消費税10%への増税強行は、日本経済と国民生活に深刻な打撃を与え、市民生活の悪化が強く懸念されます。市民の生活と中小業者の生業を守るためにも消費税増税の中止をあらためて政府に迫るべきです。

いま名古屋市政に必要なのは国の悪政から市民の暮らしを守る防波堤となることであり、日本国憲法にかかげる平和と自由、人権尊重の理念を活かした政治の実現です。天守閣木造復元やリニア関連の開発、高級ホテルの誘致など、呼びこみ型の大型事業よりも、福祉・教育・子育て・防災など市民生活が優先されなければなりません。

こうした視点から、以下354項目の要望をとりまとめました。ご検討いただき、来年度予算編成に反映されますよう強く要望します。

# 1

## 安倍政権の暴走から市民を守るために 国へ強く働きかける

---

1. 日本国憲法を守り、立憲主義を貫く。
2. 戦争する国づくりをすすめる憲法違反の「安全保障関連法」は廃止する。
3. 国連で採択された核兵器禁止条約をただちに批准する。
4. 憲法と教育基本法が禁じる教育への不当な政治介入を許さず、地方自治体と学校の自主的で多様な教育活動を尊重する。
5. 消費税の10%への増税は中止する。
6. 原発の再稼働は行わない。再稼働した原発は即時停止する。脱原発・再生可能エネルギーの本格的な導入へと、エネルギー政策を転換する。
7. 75歳からの医療窓口負担の2倍化、要介護度1・2の利用者の介護保険からの締め出しなど社会保障の改悪を中止し、医療、介護、年金、生活保護など社会保障制度の拡充をはかる。
8. 危険な米軍機オスプレイの飛行を即時に停止させ、沖縄などの配備を撤回する。自衛隊への導入を中止する。
9. 沖縄県の名護市辺野古への米軍基地建設を中止する。地方自治を尊重し、沖

縄県など関係自治体と真摯に協議を行う。

10. 名古屋空港の基地機能強化に反対する。小牧基地に配備された空中給油機を撤去する。F-35の試験飛行を中止し、三菱重工業小牧南工場に対する同機のリージョナルデポ（整備拠点）としての指定を取り消すよう求める。
11. 日本の経済主権と国民生活を脅かすTPP11から離脱し、日米FTAは締結せず、地産地消を推奨する。
12. 賭博そのものであるカジノ解禁推進法を廃止する。
13. マイナンバー制度は運用を中止し、廃止する。
14. 過労死するまで働かせる「働き方改革」関連法は廃止する。
15. 全国一律で最低賃金を時給1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざす。
16. 被災地の復興事業については国が責任を持つ。被災者生活再建支援法を改正し、支援上限額を500万円へ引き上げるとともに、支給対象を一部損壊世帯まで広げる。宅地被害への補償制度を創設する。
17. リニア計画は国の責任で問題点を検証し中止させる。同計画への財政投融资は中止する。鉄道・バスなど公共交通を確保する責任を果たす。
18. 地方交付税制度をゆがめる「トップランナー方式」を中止する。
19. 医療費助成へのペナルティを全廃し、子ども医療費無料制度を創設する。
20. 幼児教育・保育の「無償化」は、2020年度以降も国の責任で全額国費で確保する。給食費は実費徴収しない。認可外保育移設について、質を確保したうえで認可化を促進するための必要な措置を講じる。

## 2

# 福祉日本一の名古屋をつくる

---

### (国民健康保険)

21. 国に公費 1 兆円の投入を求め、国民健康保険料を大幅に引き下げる。
22. 国民健康保険の運営は都道府県単位化されたが、保険料を決める権限は引き続き名古屋市にあり、市独自減免と一般会計繰入などの施策を堅持する。
23. 愛知県に対し、国民健康保険の運営方針に関する以下の点を申し入れる。
  - ・一般会計繰入金について削減・解消の義務付けや期限設定をせず、市町村の自主性を尊重する。
  - ・財政安定化基金は市町村財政および保険料の負担増とならない運用ルールとする。
  - ・国の財政基盤強化のための支援は一般会計繰入金の解消のためではなく、保険料軽減のために活用し、医療費削減の手段としない。
  - ・県費補助を復活する。
24. 法定減額の該当世帯を対象とする特別軽減は、対象者全員に自動適用し、軽減内容をさらに拡充する。
25. 18 歳までの子どもは、国民健康保険料「均等割」の対象としない。
26. 保険料滞納世帯に対する一律機械的な差し押さえ、資格証明書の発行などの

制裁的な措置は中止する。滞納世帯に対しては、国保推進員など職員によるていねいな納付相談を基本に、換価の猶予や処分停止の活用、分割納付の柔軟な運用などで粘り強く解決にあたる。

27. 医療費の一部負担金減免・猶予制度の周知を徹底し、柔軟に運用する。申請・対象要件を緩和する。
28. 特定健診の受診率向上計画をつくり、がん検診とあわせ受診者数を増やす。
29. 国保運営協議会については、愛知県および豊橋市・岡崎市・豊田市・一宮市など 16 自治体で実施している公募委員枠を設ける。

### **(介護保険・高齢者保健福祉)**

30. 第 8 期介護保険・高齢者保健福祉計画では、一般会計からの繰り入れも決断するなどして介護保険料を引き下げる。保険料をさらに多段階化し、低所得者の保険料率を引き下げて応能負担を強める。
31. 介護保険料の市独自減免制度を設けるとともに、収入減少を理由にした保険料減免制度の要件を国保並みに緩和する。
32. 非課税世帯に対する居宅サービス利用料の軽減など、介護保険利用料の市独自減免制度を設ける。
33. 保険料滞納者に対する給付制限は設けず、必要な介護は正規の負担割合で受けられるようにする。
34. 県内の 40 自治体（74%）が認めているすべての要介護認定者を税法上の障害者控除の対象とし、障害者控除対象者認定書を送付する。
35. 訪問介護の生活援助中心型サービスの回数を制限しない。
36. 特別養護老人ホームの待機者は 2018 年 4 月 1 日現在 3,514 人にのぼる。待機者ゼロをめざして特別養護老人ホーム、小規模多機能施設などの整備を急ぐ。地域包括支援センターを中学校区単位で設置する。
37. 人材確保のための処遇改善加算の効果を調査し検証する。ヘルパーなど介護職員の人材確保と処遇改善のための独自施策を講じる。
38. 介護保険の認定に関する調査と事務は、委託化により市民サービスが著しい

低下を引き起こしている。事態を早急に改善するため、市直営に戻す。

39. 新総合事業は、事業所アンケートなどによる検証結果を踏まえて、現場の要求に沿って介護予防の本来機能を果たせるように改善する。
40. 基準緩和型サービスへの機械的な誘導をせず、要支援者の訪問・通所介護については引き続き専門職による支援を行う。新規・更新申請時は要介護認定を基本とし、チェックリストは補足的な実施にとどめる。
41. 「状態像の目安」を用いた障害や認知症の自立度に基づく振り分けは、事実上、基準緩和された生活支援型サービスへの機械的な誘導となっているため、ケアマネジャーの判断を尊重する対応へと転換する。
42. 生活支援型訪問サービス、ミニデイ型および運動型通所サービスの報酬を引き上げる。通所サービスの利用期間に関する6カ月の制限を撤廃する。
43. 高齢者サロンなど一般介護予防事業を抜本的に拡充する。
44. 高い利用率を維持している休養温泉ホーム松ヶ島は廃止せず、施設の継続をはかる。
45. 授業料値上げで出願者が減少した、高年大学鯉城学園の授業料を軽減する。
46. 加齢性難聴者の補聴器購入費用を助成する。
47. 熱中症予防のために、65歳以上の高齢者のみの世帯、身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者がいる世帯に冷房器具の購入費・設置費の助成を行う。

### **(後期高齢者医療制度)**

48. 後期高齢者医療制度の保険料「特例軽減」の継続を国に強く求めるとともに、愛知県独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けるよう、愛知県後期高齢者医療広域連合に求める。
49. 後期高齢者医療保険の滞納者に対する差押えは行わない。
50. 高額療養費および葬祭費の申請勧奨を徹底し、支給漏れをなくす。
51. 愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の公募委員は、無作為抽出による

ものでなく、広く被保険者から公募するように、愛知県後期高齢者医療広域連合に求める。

52. 名古屋市民御岳休暇村を協定保養所として位置づけるよう、愛知県後期高齢者医療広域連合に求める。65歳以上の市民への助成制度を設ける。

### **(敬老パス)**

53. 敬老パスの一部負担金は値上げしない。「65歳から」「所得制限なし」「利用上限なし」の現行制度を堅持する。6割を切った交付率(2018年度末 58.7%)の向上計画を設定する。未交付高齢者へ利用の働きかけを行う。プライスキップを理由にした利用者への負担増、制度縮小は行わない。
54. 利用制限を設けずに敬老パスの名鉄・JR東海・近鉄など市内の民営公共交通機関(鉄道・バス)への利用拡大を早急に行う。

### **(医療・保健衛生)**

55. 子どもの医療費無料制度を通院についても18歳まで拡大する。国に対し、子どもの医療費無料制度の創設を強く働きかける。
56. 75歳からの高齢者医療費無料制度を創設する。70歳～74歳までの医療費負担について、市独自の高齢者医療費助成制度を設け、1割負担に戻す。
57. 障害者医療助成制度の所得制限を廃止する。自立支援医療(精神通院)の自己負担分を助成する。
58. 市の福祉医療制度(子ども、障害者、ひとり親世帯、高齢者)を存続・拡充する。愛知県に対し、福祉医療制度への所得制限および一部負担金の導入検討をやめ、子ども医療費の対象年齢や精神障害医療の対象を拡大するよう強く働きかける。
59. 妊産婦医療助成制度を創設する。
60. 難聴予防に重要な、新生児を対象にした任意の新生児聴覚検査への助成制度を新設する。聴覚検査の受診機会を増やす。
61. 高齢者の聴覚検査への助成制度を新設し、聴覚検査の受診機会を増やす。
62. 高齢者対象の肺炎球菌ワクチンは、65歳以上全年齢での接種を継続するとと



もに、自己負担（現行 4,000 円）を半減する。

63. 産婦人科・小児科の医師や看護師など、医療スタッフの確保・養成対策を強化し、名古屋・尾張中部医療圏の医療供給体制を整備・充実する。
64. 保健センターにおいて、引き続き公衆衛生医師をはじめ必要な人員を確保する。保健と福祉の統合を理由にした人員削減は行わない。民泊対策など、市民の相談に応じる専門的な人的体制を充実する。
65. 感染症の発生など、危機管理に対応する保健所や衛生研究所など公衆衛生の体制を強化する。

### **（市立病院）**

66. 市立病院については、救急医療をはじめ災害拠点病院や地域医療支援病院としての機能を充実させる。病院運営に地域住民・患者と家族の参加を保障する。必要な医療スタッフの確保と定着に努める。
67. 東部医療センターの新病棟では、市民病院にふさわしい病室環境の整備と特別室の料金設定に努める。
68. 西部医療センターでは、外来診療の待ち時間の改善をはかるとともに、利用率が低迷している特別室の料金や運用の見直しをすすめる。
69. 指定管理者制度が導入された緑市民病院においても必要な医療水準の維持向上に努め、地域住民の病院運営への参加を保障する。要望が強い産科を復活させる。経営指標の情報公開で透明性を確保する。
70. 陽子線がん治療における患者動向を踏まえ、愛知県にも一定の財政支援を求める。
71. 民間へ売却された「城西」「守山」の後継病院について、診療科目など売却時の約束どおりに運営されているのか点検し、必要な指導を行う。

### **（障害者福祉）**

72. 65 歳からの障害者については、介護保険優先ではなく、本人の意向に基づき、障害者福祉サービスを利用できるようにする。
73. 障害者差別解消条例の実施にあたっては、市の施策自身が違反しないよう十

分な対策を講じる。市の施策を第三者の立場から点検・指導する制度を設ける。

74. グループホームなどの報酬単価の改善を国に求めるとともに、市独自の加算や補助金を増やす。施設建設補助金の増額や市有地の無償貸与などで、整備を促進する。
75. 通所施設併設の緊急ショートステイ機能を拡充し、利用定員も増やす。
76. 障害者グループホームにおけるバリアフリー改修のための補助制度を創設する。
77. 重度訪問移動支援には上限を設けず、本人家族が希望する時間を支給する。
78. 移動支援（地域生活支援事業）を通勤、営業活動などの経済活動のための外出についても利用できるようにする。
79. 低所得の単身生活者への家賃補助制度を設け、地域生活の選択肢を広げる。
80. 民間企業での障害者雇用について、就労継続支援事業所も含めた実態調査を行い、雇用環境の改善に努める。3年に1回の実地監査を増やす。倒産や廃業による影響を最小限に食い止める。
81. 法定雇用率の引き上げを踏まえ、市内企業に対してより積極的に雇用を働きかける。外郭団体や指定管理者、委託事業所を含め、市として障害者雇用の拡大に率先して取り組む。法定雇用率未達成の教育委員会および外郭団体に早期達成を働きかける。特別支援学校卒業生に多様な進路を保障する。
82. 就労継続支援A型事業所の閉鎖により雇止めになった障害者をフォローする。この問題について市として検証し、監査指導や経営改善支援を強めるとともに、国に必要な制度改善を求める。
83. 困難ケースが増加している実態を踏まえ、障害者基幹相談支援センターを含む相談支援専門員の体制を充実する。精神に関する相談支援体制を独自に構築する。
84. 強度行動障害などへの専門的な支援の担い手養成を、大学などと連携してすすめるとともに、事業所に対する配置加算制度を設ける。
85. ヘルプマークの配布を区役所や保健センターにとどめず地下鉄駅や市バス

内でも行い、必要な市民が入手しやすい環境を整える。コンビニやスーパーなどとも協働を広げ、よりいっそうの普及啓発に努める。

## (生活保護・貧困対策)

86. ケースワーカーの一人当りの担当世帯数(2017年度平均105件)を国標準数(80件)となるよう増員する。あわせて、査察指導員についても国標準数通り配置する。警察官OBの配置は見直す。
87. 市として法外援助を拡充する。国による扶助費削減の影響が大きい、子育て世帯に対する独自援助施策を復活・強化する。
88. 猛暑による熱中症予防対策として、冷房器具の電気代のために夏季加算を復活する。すべての生活保護受給世帯にエアコンなどの冷房器具購入費用・設置費用を支給するよう国に求めるとともに、市独自の設置支援制度を設け、速やかな設置を促す。
89. 就労支援については寄り添い型でていねいに行う。心身の不調を抱える要保護者にはとくに留意する。
90. 仕事・暮らし・自立サポートセンターなど、「生活困窮者自立支援法」に基づく諸事業について、生活保護も含めた支援機関との連携でセーフティネット機能を高める。
91. 植田寮の指定管理制度の導入にあたっては、業務の質の担保について十分に留意し、サービス低下があればただちに直営に戻す。建替えを含む老朽化対策を速やかに行う。
92. 生活困窮者や高齢者への宿泊提供事業について、相次ぐ火災事故や「貧困ビジネス」といわれる不正事例を踏まえた実態調査を行う。許認可制の導入を国に求めつつ、監視と指導を強化する。
93. 孤立死対策として各局およびライフライン業者などとの連携を強め、情報の共有化と迅速な対応をすすめる。生活困窮による水道料金などの未納者には、給水停止前に必ず連絡をとるなど、相談につなぐ対応を徹底する。

## 3

# すべての子どもの成長と発達を中心に すえた保育・教育行政の推進

---

### (保育)

94. 2019年4月1日時点で929人にのぼる、「隠れ待機児童」の解消に責任を持ち、市の保育実施責任が明確な認可保育所の整備をすすめる。
95. 幼保「無償化」にともなう給食費の実費徴収はしない。無償化の対象外である0～2歳児については、保育料は値上げしない。現在、保育料が半減となっている低所得世帯の第2子の保育料を無料にする。
96. 公私間格差を是正する民間社会福祉施設運営費補給金制度を堅持する。
97. 病児・病後児デイケア事業を千種、瑞穂両区に新設し、全区・全支所管内に設置する。利用手続きの簡素化、利用料の軽減、保護者の仕事の始業時刻に間に合う開所時間の設定など、利用しやすい制度へ改善をはかる。
98. 小規模保育事業などの認可基準については、保育にあたる職員はすべて保育士有資格者とし、給食は自園調理で調理員を配置するなど、施設・事業の違いによる保育の格差を生じさせない。
99. 2019年4月1日時点101カ所ある公立保育所を78カ所まで減らす「名古屋市公立保育所整備計画」を廃止し、保育需要に応える新たな施設整備計画を策定する。

100. エリア支援保育所をはじめ、保育所などにソーシャルワーカーを配置する。
101. 公立保育所を幼保連携型認定こども園に移行させない。
102. 営利企業の保育所経営への参入を拡大させない。

### **(学童保育)**

103. 学童保育所への運営費助成を拡充する。ひとり親家庭への補助を拡充し、就学援助世帯への補助を新設するなど、保育料の負担軽減をはかる。
104. 学童保育所の指導員の常時複数配置を堅持する。さらに、安定して働き続けられるだけの処遇改善加算を拡充する。「放課後児童支援員資格研修」を希望者全員が受講できるよう、愛知県へ働きかける。
105. 学童保育所の維持・移転の際に最も困難な土地および施設の確保に市が責任を持つ。家賃補助の増額、賃借用の土地や空家の紹介、地代補助の導入など、きめ細かい助成策を講じる。
106. 学童保育所に無償貸与される専用室は、子どもたちが長時間生活するのにふさわしい居住空間となるよう、耐震性・断熱性を備えた木造の建築とする。
107. 学童保育の機能を十分果たしているとはいえないトワイライトルームは、住民合意がないまま拡大しない。

### **(療育・障害児福祉)**

108. 療育を希望しているのに定員枠いっぱいでは通園できない療育待機児が 2019 年 4 月 1 日時点で 19 人存在する。必要な定員枠と受入れ体制を確保する。
109. 西部および北部地域療育センターの民間移管計画を撤回する。
110. 療育センターにおける巡回療育体制を拡充する。
111. 老朽化が著しい発達支援センター「あつた」「ちよだ」の建て替え、修繕を市の責任で早期にすすめる。
112. 親子の通院・通園負担の軽減のため、地域療育センターの増設やサテライト施設の新設など、新たな整備計画をつくる。

113. 児童発達支援センターの運営費補給金は、出席率によって補助金が減らされる制度ではなく定額を支給する制度に戻し、職員の処遇と体制を守る。
114. 放課後等ディサービスの実態を調査・把握し、子どもたちの年齢と発達段階に応じた環境整備をすすめる。職員の研修や養成の充実をはかる。

### **(小・中学校)**

115. 少人数学級を全学年に拡大する。30人以下学級を小学校3年生以上に段階的に拡大する。中学校では全学年を35人以下学級にする。その際には正規教員の増員を基本に対応する。
116. 「ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画」にもとづく小中学校の統廃合については、小規模校存続の選択肢を排除せず、保護者や地元合意のないまますすめない。
117. 過大規模校では教室が不足し、仮校舎を建てて運動場が狭くなるなど多くの弊害が生じており、地元住民と合意形成をはかりながら必要な分割と新設を急ぐ。
118. 小学校給食を無償とする。
119. 小学校給食は「直営・自校方式」を堅持する。退職者不補充を理由にした調理業務の民間委託を中止し、教育の一環としての給食を経費削減の対象としない。
120. 中学校スクールランチは生徒、保護者、教職員の意見を聞き、無償化も視野に入れ、温かく美味しくなるよう改善する。
121. 食育の推進のために栄養教諭を全小学校に配置する。中学校や高校でも食育をすすめる体制を整える。
122. 就学援助の所得基準を保護基準の1.3倍相当に戻す。
123. 就学援助制度は必要な世帯が漏れなく利用できるように全員申請方式とし、制度の周知には申請への躊躇が緩和されるよう思いきった配慮や工夫をこらす。
124. 就学援助対応事務職員を最低でも国基準に基づき該当校に配置する。

## **(市立高校・特別支援学校)**

125. 高等学校給付型奨学金の支給対象を非課税世帯まで拡大する。
126. 定時制高校は志望者全員が入学できるよう定員を増やす。
127. 高校の施設改修を計画的にすすめる。悪臭がひどいトイレなどは緊急に改修するとともに、体育館周辺への多目的トイレの新設をすすめる。
128. P T A負担となっている市立高校のエアコン費用などは市が責任を持つ。
129. 高等養護学校を新設し、特別支援学校のマンモス化を早期に解消する。市立高校に特別支援学級を設置する。
130. 発達障害通級教室の全校への拡大をはかる。

## **(学校運営)**

131. 標準運営費をはじめとする教育予算を抜本的に増やす。
132. 地域に根差した幼児教育の実践の場である市立幼稚園は、保護者や地元の合意がないまま民間移管・統廃合しない。
133. 小学校の部活動を2021年から教員以外で担うことについて、児童・教職員・保護者の意見をよく聞き、関係者の納得と合意のもとですすめる。中学校・高校の部活動については、文科省の通知に基づき「適切な休養日等の設定」を行い、生徒と教員の過重負担を解消する。
134. 教科書の選定にあたっては、教育関係者の教科書研究と閲覧に十分な便宜をはかる。一般展示の会場と展示冊数を増やすとともに、閲覧しやすい環境を整備する。
135. 子ども応援委員会の活動について、子ども青少年局にも十分な情報提供を行い、子どもの権利と福祉の視点を学校運営に活かす。
136. スクールソーシャルワーカーを市立の小学校、中学校および高校（定時制を含む）に配置する。
137. 教職員の任用は正規雇用を原則とする。臨時教職員の正規採用を積極的にす

すめ、同一校で欠員がある場合は継続任用を認める。

138. 臨時教職員の待遇について、有給休暇制度などにみられる愛知県や他都市との格差を早期に是正し、正規並みへと引き上げる。
139. いわゆる「過労死ライン」を超える教職員の長時間労働の解消を緊急課題に位置づけ、そのための計画を速やかに策定し、実行する。
140. 市立の全学校の体育館・講堂および特別教室にエアコンを設置する。

### **(いじめ対策)**

141. 子どもの命まで奪う深刻ないじめ問題の解決に向け、事件の検証報告も踏まえて、いじめに対応する基本原則を確立する。
142. 人権侵害と暴力である、いじめの放置・隠ぺいは、学校における「安全配慮義務」違反であることを明確にして対応する。被害者、遺族の知る権利を尊重する。
143. いじめの疑いがある段階で様子見せず、全教職員、全保護者で情報を共有し迅速に対応する。被害者の安全を確保し、加害者へもしっかり対応する。
144. 子どもの自主的活動を育み、いじめを起こさない人間関係を子どもたちのなかにつくる。
145. いじめの重大事態の調査を行う第三者委員会は、構成委員の選出や調査方法に関し、独立性と透明性の確保に留意する。情報開示の是非については被害者および保護者の意向を尊重する。
146. 教職員の多忙化解消、少人数学級の推進、養護教諭の増員など、いじめの予防、発見、相談、解決に取り組むための条件整備をすすめる。

### **(児童福祉・子どもの貧困対策)**

147. いじめや虐待、貧困などの諸課題については「子どもの権利条約」および「なごや子ども条例」に基づき、子ども青少年局と教育委員会などが地域やNPOと協力して、予防・支援などの体制を強化する。
148. 不登校の子どもたちのための子ども適応相談センターを増設し、市内4カ所体制を早期に確立する。



149. 増加する虐待事案に迅速に対応するとともに、担当者の業務量が過重にならないよう、現在106人の児童福祉司と25人の児童心理司を迅速に増員する。連携する区役所の職員体制も強化する。
150. 児童相談所の一時保護所の過密状態を解消する。保護された子どもたちの学習を保障するため、院内学級のような学習支援環境を整える。
151. 児童養護施設入所者の退所後の生活基盤を確保するため、自立援助ホームなどの居場所づくりをすすめる。
152. 児童館の機能と役割を再整理し、子育て支援のための機能を高めるとともに、老朽化対策を強める。
153. 中高生の居場所となる役割を備えた新しい「児童館（仮称＝子どもの家）」づくりを中高生の参加ですすめる。
154. 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」と愛知県の「こども調査」を踏まえ、子どもの貧困の実態を把握し、改善のための行動計画を当事者の参加も得て作成する。手当の増額など、ひとり親世帯への経済的支援施策を拡充する。
155. 「子ども食堂」をはじめ、子どもたちの居場所づくりや学習支援などに取り組む市民活動へのサポートを拡充する。
156. 学習支援事業の対象となる児童生徒の年齢や要件を緩和・拡大し、高校入学後のフォロー体制を強化する。

## **（名古屋市立大学）**

157. 名古屋市立大学への交付金を増額し、教育と研究の予算と人員を確保する。
158. 名古屋市立大学を学生負担軽減モデル大学と位置づけ、学費の引き下げ、学費減免の拡充、スタート支援奨学金の拡充など学生の負担軽減を大胆にすすめる。市立中央看護専門学校や私学（大学・短大・専門学校）も含め、段階的に無償化する。市独自の給付奨学金を創設する。
159. 市大病院の駐車場待ち渋滞を解消するために、駐車場の立体化や民間駐車場の活用などで必要な駐車台数を確保する。

## (若者支援)

160. 若者の雇用と生活を守る総合的な施策の推進をはかる。ユースクエア（名古屋青少年交流プラザ）や、子ども・若者総合相談センターの体制を強化する。就職活動支援やニート・引きこもり支援、スポーツ・文化活動の拠点、若者の居場所となる若者サポートステーションを地域ごとに設ける。
161. ブラック企業、ブラックバイトなどに特化した相談窓口を設け、非正規雇用などで働く若者からのSOSを受けとめる。繁華街などでもブラック企業相談会(仮称)を開催する。
162. いわゆるブラック企業への指導監督を関係機関に強力に働きかける。また本市におけるブラック企業の実態調査を行う。
163. 不安定就労の若者への支援を当事者が集う場もつくりながらすすめる。
164. 市独自に奨学金返還支援制度を創設し、奨学金の返済に苦しむ若者の負担を軽減する。

## (図書館・社会教育)

165. 志段味・緑・徳重・中村・富田図書館での指定管理者制度の試行を打ち切り、他の図書館への導入を拡大しない。
166. 築 51 年を迎え老朽化がすすむ千種図書館の移転改築を早急にすすめる。築 40 年以上の守山・名東両図書館の改築をすすめる。
167. 「なごやアクティブ・ライブラリー構想」は蔵書数の削減や司書の集約化、民営化の拡大など、市民に身近な図書館サービスを縮小し、市民の平等利用を損なうものであり、撤回する。
168. 専任の学校司書を全校に配置するとともに、処遇改善と勤務時間の拡充をはかる。
169. 生涯学習センターをはじめとした社会教育機能の活性化をはかる。
170. 瑞穂体育館の設計と建設にあたってはスポーツ関係者や地域住民の要望を反映させる。

## 4

# 中小企業の活性化で 雇用と内需の拡大に貢献する

---

### (中小企業支援・雇用)

171. 昨年度で累計1,447件となった市内中小企業を対象とする訪問調査の結果を速やかに公開し、その成果を施策に反映させる。引き続き訪問調査を行い、とりわけ製造業などで4人以下の小規模事業所への訪問を増やし、実態把握に努める。成果内容を工業研究所など関係機関と連携し、新たな産業の提案に活かす。
172. 中小企業振興基本条例に基づき、小規模企業に絞り込んだ振興計画を事業者とともに策定する。
173. 小規模企業経営力強化設備投資補助金については、補助対象をいわゆるリース契約設備まで拡大するなどして、制度の普及活用をすすめる。
174. 工場家賃や設備リース料などの固定費補助制度を創設する。
175. 無担保・無保証で納税要件も配慮した、小規模事業者への緊急支援融資制度など、市独自の金融支援策を講じる。
176. 責任共有制度による銀行審査が、信用保証付き制度融資の迅速な審査と利用の障害にならないよう、関係機関に働きかける。
177. 小規模企業振興資金の利用者に対する保証料補助制度を創設する。小規模事

業振興金融公社への支援を強め、融資対象を拡充する。

178. 中小企業の魅力を学生に伝えて採用につなげる機会を設ける、市内の中小企業に就職した新卒者に奨学金返済の一部免除を行うなど、中小企業の後継者対策・人材育成を支援する。
179. 短期的な就労支援から正規雇用につながる支援に、雇用施策の基本を切り替え、職業訓練や資格・技術習得など再教育の機会を増やす。非正規雇用から正規雇用への転換目標を設定し、正規雇用を拡大した企業を支援する。
180. 下請業者の相談をていねいに受けとめる体制を整える。小規模事業者に対して行っている専門相談や訪問などの積極的な周知を行う。

### **(公共事業・公契約)**

181. 公共事業は小規模・生活密着・福祉型に転換し、分離分割発注をすすめる。
182. 中小企業向け官公需発注比率（2017年度 88.9%）を引き上げる。
183. 小規模事業者登録制度を設けるなど、地元業者の受注機会を増やす。
184. 公契約条例を制定する。市が発注する公共事業や委託事業について、執行状況の把握と指導を強め、適正な賃金や事業費を確保する。
185. 公共事業の最低制限価格を労働者の時給 1,000 円以上に設定し積算する。
186. 業務委託や指定管理者制度のもとで働く人の賃金水準を高める。中小企業を支援して、最低賃金時給 1,000 円の実現、1,500 円を目指す。中小企業の社会保険料事業主負担分（健康保険・年金・雇用保険）を支援する。
187. 資材の高騰や人手不足などによる入札不調、契約成立後の事業費追加補正などが相次いでいる現行入札制度を改善する。
188. 契約金額がとくに高額な案件について、応札業者が一者のみで落札率が 95% を超えた場合には、競争性や価格の正当性など必要な調査を行うとともに、入札のやり直しも検討する。

## 5

# 脱原発、防災・環境の 先進都市をめざす

---

### (脱原発・自然エネルギー)

189. 浜岡原子力発電所の永久停止と、大飯原発をはじめとする福井県の原発群の再稼働中止を、中部電力および関西電力に申し入れる。
190. 浜岡および福井の原発に関する原子力災害の想定に基づき、名古屋市における避難計画の具体化をすすめる。
191. 「原子力発電から撤退し自然エネルギーへ転換する名古屋市宣言(仮称)」を行う。自然エネルギーの普及を要にすえた、「自然エネルギービジョン(仮称)」および「自然エネルギー導入促進条例(仮称)」を策定し、自然エネルギーの導入目標を定め、その実現のためにあらゆる手立てを尽くす。
192. 市民の力で太陽光発電などをすすめる「市民発電所」づくりを支援する。市が地中熱利用設備(ヒートポンプシステム)を率先して導入する。バイオマスエネルギーの利活用の拡大をはかる。
193. 地球温暖化防止のため、「低炭素都市なごや戦略第二次実行計画」に基づいて、温室効果ガスの排出削減を推進する。
194. 住宅の低炭素化促進に向け、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、太陽光発電設備、蓄電システムなどの導入に対する補助金の件数・単価を拡

大する。断熱工事など、省エネルギー化のための住宅リフォームに対する補助制度を創設する。

195. 大気や食品などの放射線を測定できるよう、放射線測定機器を各保健センターに備える。衛生研究所の機能と体制を強化する。
196. 公共施設の建て替えや改修時に、Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を積極的に導入する。

## **（防災・消防）**

### **災害想定**

197. 地域防災計画は、風水害や地震など複合災害の発生も想定した計画へと拡充する。
198. 堀川および尼ヶ坂断層など、市内に推定されている断層について、さらなる詳細な調査を国に求める。
199. 台風による高潮・浸水および洪水・内水氾濫による浸水想定区域を見直す。
200. 愛知県の高潮浸水想定を踏まえたハザードマップを作成する。
201. 市内 337 地域の土砂災害警戒区域の総点検を行い、愛知県に対して必要な開発規制を求めるとともに、安全対策の構築を急ぐ。
202. 丘陵部の宅地の危険性に関する大規模盛土造成地の調査を早期に完了し、住民への周知と対策を具体化する。
203. 港防災センターの機能を高めるとともに、名古屋大学減災館、名古屋都市センターとの連携をはかり、災害の歴史を踏まえた防災まちづくりをすすめる。

### **避難先確保**

204. 津波避難ビルの充足状況を把握し、指定拡大をすすめる。浸水想定地域での新たな高層建築物には津波避難ビルの機能をもたせる。浸水想定地域のコミュニティセンターは順次 3 階以上に建て替える。津波避難ビルが足りないゼロメートル地帯には、防災公園としての機能を持つ津波避難施設「命山」を

つくる。

205. 臨海部の開発などに際しては、防災拠点として多面的に活用できるオープンスペースの確保に努める。
206. 浸水想定区域の見直しを踏まえ、避難所および指定緊急避難場所の配置を見直し、安全確実な避難先を確保する。

### 避難行動

207. 浸水想定区域内にある、災害時要配慮者の施設 2,140 か所の避難確保計画の作成を援助する。
208. 大規模な風水害などに対応するため、広域避難や後方支援について愛知県や近隣市町村などとの調整を急ぐ。
209. 学区や自主防災会における住民主体の防災活動がすすむよう、避難行動マップや地区防災カルテの作成・充実および訓練などでの活用を支援する。
210. ハザードマップを実際の避難行動に活かすために必要な周知と訓練を行う。
211. 高齢者や障害者、妊産婦などの避難誘導計画を具体化する。支援を希望する難病患者や、手帳をもたない障害者などにもきめ細かく周知し、要配慮者リストに加える。
212. NPOなどとも連携して、地域の防災リーダーを育てる。

### 避難所

213. 福祉避難所の設置を拡大する。
214. 災害時にリスクが大きくなる妊産婦への配慮として、妊産婦・乳幼児専用の避難所の設置を検討する。
215. 指定避難所のバリアフリー化をすすめ、整備状況を随時、市民に公開する。
216. 指定避難所での災害用トイレの備蓄を拡充する。

217. 指定避難所における避難生活の質の向上をはかるため、段ボールやベッド、スポットクーラーなど良好な生活環境の確保に資する物資について、事業者との供給協力を拡充する。

### 耐震化促進

218. 海岸・河川の堤防・防波堤、護岸・水門など、水際の防災施設の総点検を行い、構造物の耐震化や地盤の液状化対策などの補強改修を急ぐ。
219. 民間木造住宅の耐震診断および改修工事への助成制度をさらに拡充するとともに、改修費用の無利子貸付制度を創設する。
220. 家具転倒防止をNPOや市民の力も活かしてさらに促進する。地域ぐるみ耐震化促進支援事業の対象団体を、NPOなどの市民団体へ拡大する。
221. ブロック塀などの撤去助成について、道路沿いに限らず広場や公園に隣接する塀も対象とするとともに、代替となる軽量フェンス設置への助成も行う。危険な塀の調査を継続する。
222. 上下水道管の耐震化および老朽化対策をすすめる。
223. 液状化対策と軟弱地盤の改良に取り組む。

### 豪雨・河川対策

224. 集中豪雨による道路冠水、住宅などへの浸水対策を強化する。浸水・冠水多発地域での訓練を行う。
225. 浸透性舗装、浸透柵、雨水タンクなどの雨水流出対策を強化し、助成制度を設ける。
226. 河川敷での樹木の伐採および除草などを着実に行う。中小河川の浸水対策推進プランを着実にすすめる。



## 職員体制

- 227. 消防職員を少なくとも「消防力の整備指針」に基づく必要数まで増員する。
- 228. 災害時のライフライン確保のためにも、水道事業などの直営を堅持する。防災拠点でもある水道営業所などの統廃合は行わない。
- 229. 災害廃棄物処理計画の実行を担保できる人員・車両・機材を維持する。
- 230. 大規模災害に対応するための職員を、区役所や土木事務所などに配置するとともに、災害対応のスキルアップをはかる。

## 被災者支援

- 231. 被害が局地的で災害救助法が適用されない規模の災害でも、必要な支援が即時に行えるよう体制を整える。
- 232. 被災者生活再建支援法の助成対象外となっている、「一部損壊」「半壊」住宅に対する、市独自の住宅再建支援制度を設ける。国制度と合わせて全壊家屋への最高額が500万円となるよう、市独自に助成金を上乗せする。
- 233. 地盤沈下や斜面の崩れなどを含む、宅地被害への補償を検討する。

## (道路)

- 234. 市道弥富相生山線については、速やかに道路事業の廃止の都市計画変更を行う。相生山緑地の保全・整備計画には住民の意見を反映させる。
- 235. 「未着手都市計画道路の整備について（第二次整備プログラム）」で「廃止候補路線」に分類された、「山手植田線」「八事天白溪線」については、速やかに都市計画の廃止決定を行う。また、「廃止候補路線」に分類されて、いまだ地元説明会が未開催の7路線（2019年6月現在）については速やかに説明会を開催する。
- 236. 名古屋都市高速道路については、騒音・振動・大気汚染などの環境基準・環境保全目標を厳守し、環境非悪化の原則および都心部への車の流入を防ぐ都市高速道路の理念を厳格に貫く。名古屋駅への新たな乗り入れはしない。

- 237. 名古屋環状二号線名古屋西南部事業 については、沿線住民にていねいな情報提供を行うとともに、建物被害に対応するための事前の家屋調査を広い範囲で行うよう関係機関に働きかける。
- 238. 弥富通3丁目交差点などの多くの歩道橋が高齢者などの利用に大きな負担となっており、横断歩道の併設やエレベーター設置などバリアフリー化をすすめる。

### **(環境・公害)**

- 239. 名古屋駅周辺や栄地区の再開発などにおいて、環境保全の立場から、環境アセスメントの規模要件を引き下げ、対象となる事業を拡大する。
- 240. 大気汚染による健康被害者への医療費助成制度をつくる。大気汚染常時監視測定局を増設する。
- 241. 沿道環境改善策として名古屋南部地域の国道 23 号線で始まった、大型車に中央寄り走行を要請する「国道 23 号線通行ルール」の徹底に、市も責任をもって取り組む。企業へ個別に呼びかけるなど、効果的な啓発を強める。
- 242. 新堀川・堀川・山崎川・中川運河の水質改善、浄化および護岸の緑化をすすめる、親水空間として整備する。とりわけ新堀川では浚渫の効果を検証しつつ、悪臭調査を継続して行い、水流の確保などの抜本的な対策も検討する。
- 243. 県営名古屋空港において、F-35 を含めた自衛隊機による航空機の離着陸回数が大きく増加する場合には、「航空機騒音測定・評価マニュアル」に基づき、測定地点・期間などの騒音監視体制を見直す。
- 244. 公害被害の歴史を後世に伝え、資料を保存するために、エコパルなごやのリニューアルにとどまらず、「公害資料館」の設置を引き続き検討する。
- 245. 家庭可燃ゴミの約 3 割を占める生ごみを削減するため、生ごみを分別収集・資源化する。プラスチック製・紙製容器包装の資源分別率が低下していることから、分別の必要性や排出方法などについて、ワンルームマンション・共同住宅居住者など対象者を絞って説明会を開くなど、広報・啓発を強化する。
- 246. 世界的課題であるプラスチックごみの削減に向け、市独自にロードマップを作成する。市内企業に対して不必要なプラスチック製品を生産しないよう働きかけるとともに、環境に優しい代替製品の開発を応援する。

247. 木曾川水系連絡導水路事業の中止を国に求め、事業から撤退する。

248. 水質保全のためにも、長良川河口堰は開放する。

## 6

# にぎわいとうるおいのある 暮らしやすいまちづくり

---

### (まちのにぎわい)

249. 近隣の商店・スーパー・公設市場の撤退が目立つ背景には、大型スーパーの進出がある。少子高齢化のもと、高齢者などが日常の買い物に不便を感じている「買い物困難地域」の実態を調査する。「困難地域」において民間事業者や商店街、NPOなどによるミニ店舗や移動販売、「お買い物タクシー」など、買い物機会の提供につながる取り組みを支援する。
250. 「名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例」が施行された。安全・安心・快適な環境を維持し、魅力と活力ある繁華街となるよう、引き続き商店街や関係部署との連携を密にして、必要な対策をとる。
251. 卸売市場法改正に伴う関連条例の改定にあたり、市場関係者の意見を十分に聴取し、消費者への安定供給、公正な価格形成などに寄与している現行の取り引きルールを堅持する。そのために、「差別的取扱いの禁止」を維持し、「第三者販売の禁止」「直荷引きの禁止」「商物一致原則」などの行為を遵守事項とする。
252. 小売業や食堂、理美容店などの改修工事・設備投資などに簡易に活用できる、「商店リニューアル助成制度（仮称）」を創設する。古民家や土蔵、空き家などをリフォームして創業する事業者なども対象とし、歴史的なまちなみの保全と活性化につなげる。

## (文化・芸術)

253. 文化・芸術関係の予算と支援体制を計画的に拡充し、予算削減が続く「子ども巡回劇場」などへの市の負担金を引き上げる。市民芸術祭の予算を増額する。市民の自主的な文化・芸術活動に幅広く支援できるよう助成制度を拡充する。
254. 文化団体などが抱える問題や市への要望などを直接聞く機会を設け、施策に活かす。文化施設の技術継承という点からも市の直営に戻す。
255. ダンスや演劇などの稽古場不足を解消するために、演劇練習館や音楽プラザのような、安価に利用できる夜間の練習場を増設する。
256. 名古屋市内の伝統技術や文化・芸能について、有形無形を問わず、その継承と発展を促進する支援制度を拡充する。地域に根ざした文化振興を、まちのにぎわいづくりとしても位置づけ支える。
257. 表現の自由を保障するため、文化・芸術活動への助成にあたっては、「アームズ・レングスの法則」(お金は出しても口は出さない)にもとづいて、市や文化振興事業団から独立した専門家による機関にゆだねる。
258. 名古屋ボストン美術館が閉館に至った原因と責任の所在を明らかにするとともに、今後については当面、市民ギャラリーとして活用しつつ、市民の文化芸術活動に寄与する施設となるよう検討をすすめる。
259. 市民会館は古沢公園への移転を前提とせず、現在地でバリアフリー化を含めた改修をすすめる。有識者の懇談会にとどまらず、市民、とりわけ近隣住民の声を聞く。市民会館のあり方は、名古屋ボストン美術館が金山再開発推進ですすすめられた経過も踏まえ、市民の理解を得ながらすすめる。

## (居住福祉・建築規制)

260. 健康で文化的な住生活に必要な面積を定めた最低居住面積水準を満たさない住宅の割合は、2013年時点で名古屋市内は10.3%である。早期の解消をめざして対策を講じる。
261. 新婚家庭や若者世帯などを対象にした家賃補助制度を創設する。定住促進住宅における子育て世帯への家賃減額については、中学生がいる世帯まで拡大する。

262. 住宅確保要配慮者向けの補助事業（住宅改修費補助、家賃減額補助、家賃債務保証料減額補助）の対象を大幅に増やす。
263. 住宅の性能向上と地域経済の活性化をすすめる、一石二鳥の取り組みである住宅リフォーム助成制度を創設し、耐震改修助成などと組み合わせて利用できるようにする。
264. マンションなどの集合住宅の大規模修繕やバリアフリー化についても、住宅リフォーム助成の対象として支援する。
265. 瑞穂区白竜町におけるマンション建築紛争を教訓に、片側1車線の幹線道路沿線で近隣商業地域に指定され、絶対高45mの高度地域とされている地区については、都市計画のルール変更も含めた見直しや、地区計画、建築協定などの広報啓発を行う。
266. 商業地域においても教育施設に対して日影の影響を生じさせないために、「中高層建築物の紛争および調整に関する条例」を実効性あるものに強化する。

## **(市営住宅)**

267. 入居希望者が多く高倍率となっている地域では、市営住宅の新規建設を復活する。そのために市営住宅への国庫補助の拡充を国に求める。
268. 市営住宅駐車場使用料の減免対象を、福祉向け住宅入居者などに拡大する。
269. 老朽化した市営住宅の建て替えを促進する。建て替え時期の見通しが立たない老朽住宅については、高坂荘をモデルに実施されている若年世帯向けリノベーション住宅事業を拡大するなど、総合的なリフォームを行う。
270. 外壁改修などの市営住宅の計画修繕については、本市独自の修繕周期の基準年数を定めて、計画期間を順守し実施する。劣化がひどい個所については、必要に応じて柔軟に修繕に取り組む。
271. 13.2倍の高倍率(2018年度)となっている単身者向け住宅を増やす。一般募集において応募がなかった住宅については、住宅入居者の年齢構成などに留意しつつ、単身者向け面積基準(55㎡)を緩和し単身者入居も可能とする。
272. 一般募集落選者を対象とした応募ゼロ住宅の再募集案内について、通知ハガキだけでなく、対象住宅一覧を届けるなど、きめ細かく周知をはかる。

- 273. 空き住宅への入居を促進するために、住宅の間取りや立地、周辺施設の情報をわかりやすく紹介する「市営住宅検索アプリ(仮称)」を作成・活用するなど、とくに若い世代への周知を工夫する。
- 274. 同性パートナーが市営住宅に入居できるよう、入居申請要件を改める。
- 275. 市営住宅の修繕負担区分については、民法の改正や国土交通省の賃貸住宅標準契約書の改訂を踏まえて、可能な限り借主の修繕負担を小さくする方向で見直す。

## (交通)

- 276. 自動車利用と公共交通の割合を「7:3」から「6:4」に引き上げる目標を引き続き堅持(現在 64:36)し、公共交通の充実をはかる。
- 277. パーク・アンド・ライド、パーク・アンド・バスライドなどの推進を始め、環境に配慮した交通体系を形成する。
- 278. 市バス運転手は嘱託職員ではなく、正規雇用の職員で計画的に増やす。委託先企業も含めたバス運転手の健康と安全管理を徹底する。運転手の確保は、公共交通の維持に不可欠な課題として位置づけ取り組む。
- 279. 市バスの路線および運行回数については、地域住民の声を活かして充実する。
- 280. 市バスおよび地下鉄駅務業務の民間委託については、市営交通としての責務を果たすために、また災害時の対応からも、これ以上拡大しない。
- 281. 地下鉄鶴舞線の可動式ホーム柵は、名鉄との協議を鋭意すすめ、早急に整備方針を確立する。
- 282. 地下鉄駅のエレベーター設置は、交差駅だけでなく、改札内移動や遠い設置箇所の改善など、必要に応じた設置を促進する。トイレの洋式化や機能向上のための改修を早急に行う。
- 283. 名古屋駅や金山駅など、一日乗降客が10万人を超える主要駅について、名鉄やJR東海、近鉄に対して可動式ホーム柵の設置を急ぐよう働きかける。
- 284. 名古屋駅バスターミナルの待合スペースが夏、暑いとの苦情が多い。ミスト噴霧や空調設備の導入などで快適な環境へ改善する。

285. JR新守山駅の西駅前広場については、周辺の土地利用状況や駅との立地を考慮して都市計画を見直し、整備計画を具体化する。そのために鉄道事業者など関係者との調整を促進する。
286. 名鉄本線などの高架化事業は、環境と安全に十分に配慮しつつ促進する。
287. 自転車利用を促進するための基本となる「指針」を定める。そのために、道路走行に関するルールなどの課題を整理し、自転車利用者も参加する検討チームをつくる。専用レーンの拡大など、自転車走行の安全性を高める。

### **(公園・緑地保全)**

288. 里山など多様な自然生態系を保全・再生し、緑被率 30%目標（2015 年時点 22.0%）を早期に達成する。新たな緑地保全制度を創設する。
289. 緑被率を高めるために、多面的な機能を持つ農地の保全に努める。水田を含めた市民農園の積極的な配置などで、現在の 1,200ha の市内農地を減らさない。
290. 街路樹や道路、河川敷の雑草が伸び過ぎないように、必要な剪定・除草を計画的に行う。
291. 公園遊具の安全点検や樹木の伐採状況などをきめ細かく点検し、安全安心を確保するために公園監視員を公園数に応じて増やす。各公園での遊具の配置については関係住民、公園利用者の意見や要望を踏まえて検討する。
292. 老朽化したテニスコートの整備改修をすすめる。利用者の意見を踏まえてオムニコート(人工芝)化やナイター施設の拡大なども積極的に検討する。
293. みどりが丘墓地公園に合葬式樹木型墓地を整備する。

### **(東山動植物園)**

294. 東山動植物園内のバリアフリー化をすすめ、高齢者や障害者の移動の円滑化を促進する。子どもや車いす利用者の目線から、柵や手すりなどの配置を見直し、電動カートの活用など新たな移動手段を検討する。モノレールも移動手段として位置づける。
295. 動物展示施設の整備は、動物福祉の視点から良好な飼育環境となるよう、バックヤードの確保を含め、計画的にすすめる。



296. 鳥インフルエンザや豚コレラなど、感染症に対する予防段階からの総合的な対策をたてる。

## 大型開発と大企業優先を改め、 市民が主人公の市政に

---

### (名古屋城)

- 297. 現天守閣の解体および天守閣木造化は中止し、天守閣を今後どうするのか、あらためて市民の声を聴き、抜本的に再検討する。
- 298. 現天守閣はまず、耐震改修と老朽化対策、バリアフリー改修を行う。
- 299. 特別史跡として歴史的価値が高い石垣について、石垣部会が求める穴倉・根石・背面などの詳細な調査を行い、保全修復方針を決め、最優先に石垣保全に取り組む。
- 300. 学芸員を特別史跡にふさわしく増員する。
- 301. 名古屋城の整備は、東北隅櫓や多門櫓の復元や二之丸庭園の保存整備なども含め、総合的かつ計画的にすすめ、城址全体としての魅力向上に努める。
- 302. 現天守閣の博物館機能を向上させ、城址からの情報発信機能を強める。名古屋市博物館などとの連携を強める。

### (リニア)

- 303. J R 東海のリニア建設計画は、沿線住民への事業説明や情報提供が依然として不十分である。沿線住民への十分な説明を J R 東海に重ねて要請する。

304. リニア建設工事が及ぼす環境負荷などの問題は未解決である。沿線住民の理解なしに工事を行わないよう、J R 東海に強く申し入れる。
305. 大深度地下使用計画について、ルート上の住民に説明会開催を直接知らせるとともに、ルート上の事前家屋調査を行うことを J R 東海に申し入れる。
306. 名城非常口の工事にとまなう下水の湧出事故について市民に説明するとともに、同工事による交通量の増大に対する環境悪化が懸念される。必要な環境保全措置の実施を J R 東海に求める。
307. リニア駅開削工事にかかる用地取得について、立ち退き対象の住民からは、転居に伴う不安や立ち退きを望まない声がある。用地取得の交渉にあたっては、関係住民の意向を十分に尊重し、強制的な土地収用には協力しない。

### **(市街地開発・大型事業)**

308. 名古屋駅周辺交通基盤整備については、バリアフリー化や乗り換え利便性の向上を図りつつ、事業費が過大にならないよう留意する。J R 東海など関係事業者には応分の負担を求める。
309. 名駅南の地下公共空間整備事業（ささしま巨大地下通路建設）は中止する。
310. 金山駅周辺再開発に関し、市民が必要としている古沢公園を存続させる。
311. 臨海部全体のビジョンを示す総合計画を策定する。金城ふ頭地区については、レゴランドの入場者数など必要な情報を関係企業と行政で共有し、必要な対策が講じられるよう、エリアマネジメントを強化する。
312. 料金収入でまかなう名古屋市営金城ふ頭駐車場の収支計画について、損失が生じた場合には関連企業にも応分の負担を求める。
313. 国際展示場の建て替えは P F I 方式でなく直営で行う。全国的な需要と供給状況を見定めただうえで過大・過剰な計画とならないよう留意する。新たな大規模展示場建設は必要性がなく、検討は中止する。
314. あおなみ線の S L 定期走行は実施しない。調査費も計上しない。
315. 国際会議場の改修・増築にあたっては、需要と供給の状況を見定めただうえで、過大な規模とならないよう留意する。

- 316. 中部空港二本目滑走路の建設促進活動から脱退する。
- 317. カジノ施設は誘致しない。カジノを含むIRについての調査・研究を行わない。
- 318. 公的意味合いがなく、私有財産への助成にあたる高級ホテル（ラグジュアリー）立地促進助成はすすめない。

## **（市政運営）**

- 319. アセットマネジメントがめざす「保有資産量の適正化」については、学校統廃合や市営住宅の削減、市民利用施設の統廃合などを強行せず、大型事業の抑制などでその実現をめざす。公共施設縮減を前提にした「数値目標」の設定はしない。「市設建築物再編整備の方針」に基づく公共施設の整備と維持管理手法については、市民に十分な情報開示を行い、老朽化対策、維持・更新事業の計画づくりを市民の参加と合意を得ることを前提に、慎重に検討をすすめる。
- 320. 市有地の安易な売却は行わず、地域住民の要望などを踏まえた公的利用をすすめる。
- 321. 議会基本条例を尊重し、議会報告会の開催や議会広報の増ページなど必要な予算措置を講じるとともに、議員の任期中一回の慣例的な海外視察は予算化しない。
- 322. 常設型の住民投票条例を制定するなど、直接民主主義の仕組みを整える。各種審議会などには、原則として公募市民枠を設ける。
- 323. 男女平等参画推進条例に基づく施策を各分野で推進する。とくに市の各種委員会・審議会などでの女性比率を、2019年4月時点の35.4%から速やかに50%まで引き上げる。
- 324. 西区役所跡地については、医療対応型特別養護老人ホームの整備とともに、それと連携する、多世代が交流でき、コミュニティ機能を併せ持つ複合的な利用の可能性を追求する。事業者任せにせず、積極的な情報公開に努める。市民意見を聴き反映させる機会を設ける。
- 325. 中村区役所の旧本陣小学校跡地への移転計画の具体化は、住民の参加と合意を得てすすめる。

326. コミュニティセンターを早期に全学区で整備するために、用地交換による市有地の有効活用努めるとともに、市による用地取得など、従来の考え方にとらわれない方策を講じて用地を確保する。またコミュニティセンターの長寿命化をはかるための修繕計画を立案する。
327. 地域の自主的活動の担い手（町内会長など）不足解消のため、市・区行政への協力業務を抜本的に軽減する。
328. 空家、空き地の苦情に適切に対応し、実情を知らせ、所有者の管理を促す。

解体・撤去だけでなく、空家・空き地を有効に活用できるよう、空家の登録を募り、「空家バンク」の設置をすすめる。

329. 市職員定数の削減をやめる。教員、看護師、保育士、消防士、ケースワーカー、給食調理員、図書館司書など市職員の正規採用を増やす。スクールカウンセラーなど相談業務に従事する職員については、本人の希望を踏まえ、正規職員へ積極的に転換する。
330. 市職員の長時間労働の解消に向けて、少なくとも年 600 時間以上の残業を行っている職員がいる職場については人員増で対応する。
331. 官製ワーキングプアとよばれる非正規職員の賃金を時給 1,000 円以上に引き上げるなど、待遇を抜本的に改善する。公立保育所などで慢性化している臨時・嘱託職員の欠員状態を解消するために必要な処遇改善を急ぐ。
332. 上下水道局について、上下水道の技術継承や大規模災害時の対応に必要な新規職員を計画的に採用する。
333. ごみ収集を担う職員については、日常的な住民サービス向上と安定的な技術継承および災害時のセーフティネット維持に必要な人員を確保するため、新規採用をさらに増やす。
334. アジア競技大会については、スポーツを通して国際平和と友好を促進するオリンピック精神の実現に努めるとともに、簡素で身近なスポーツ振興に役立つ大会となるように努める。大会計画の具体化にあたっては、「主催者負担経費 800 億円、うち公費負担の上限 600 億円」という財政計画を堅持する。市民への情報公開を徹底し、大会の民主的運営に努める。大会を口実にした大規模開発は行わない。
335. アジアパラ競技大会などのスポーツに参加するアスリートやボランティア

のためのヘルパーの支援時間の拡大にともなう人材を確保する。

### **(税務・市民税「減税」)**

336. 高額所得者優遇の「市民税減税」は、意図的に財源不足をつくり出し、公的福祉の縮小・解体をすすめる「行革」のテコにされている。法人市民税に続き、個人市民税の「減税」も中止し、福祉・暮らし充実のための財源を確保する。寄付促進効果が発揮されない「企業寄付促進特例税制」は速やかに廃止する。
337. 市税事務所などによる一律かつ強制的な徴収および差し押さえは行わない。資力を超えた徴収が強制的に執行されていないか、第三者機関を設けて調査する。生活と営業の実態に寄り添い、相談者の意向を十分に踏まえて納税猶予・換価の猶予・分割納付および処分停止の制度を柔軟に適用する。
338. 税務担当職員を対象とする小規模事業者の実態や課税の仕組みなどに関する研修については事業所訪問や小規模事業者との懇談などを含め実地に行い、課税対象者に寄り添える職員を育成する。
339. 市税事務所を廃止し、税務課および納税課の機能を区役所に戻す。税金や保険料など暮らしに関する相談に総合的に応える。中村区役所と笹島市税事務所が合築されるが、機能面でも統合や連携強化をすすめ、市民の相談にワンストップで対応できる体制をつくる。
340. 市民税減免制度について周知方法を改善し、申請期限を延長する。
341. 納税者の権利保障を明らかにした「市民納税者憲章(仮称)」を国に先がけて制定する。

### **(平和)**

342. 市長の南京大虐殺否定発言は名古屋市としての公式見解ではないことを南京市に伝えるなどして、交流の再開に努める。
343. 姉妹友好都市交流では、相互の訪問交流を位置付ける。
344. 「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」に賛同し、「平和首長会議」加盟都市にふさわしい非核平和行政を推進する。被爆者援護を拡充し活動を支援する。核兵器廃絶を明言した非核平和都市宣言を行う。

345. 市民に広く被爆の実相を伝えるため、市の主催で区役所・生涯学習センターなど市有施設で「原爆の絵」展を開催する。
346. 市街地における行軍訓練の中止を自衛隊に申し入れる。
347. 中学校において自衛隊基地での職業体験をやめる。陸上自衛隊高等工科学校の募集案内の配布および名簿の開示は行わない。
348. 名古屋空港の基地機能強化とブルーインパルスの曲技飛行に反対する。曲技飛行についての自衛隊との協議内容を公開する。
349. 軍艦船の入港および武器や資機材の搬入搬出、艦外でのリクルート活動などを含む、名古屋港の軍事利用につながる行為に反対する。
350. 武力攻撃を前提にした国民保護法に基づく対応では、市民生活を守れない。国民保護法の廃止を国に求める。

## (人権)

351. いわゆる「ヘイトスピーチ対策法」の成立を踏まえ、施設管理に関する条例に禁止行為の明確なガイドラインを設けるとともに、ヘイトスピーチの防止と根絶に向けた、実効性ある「ヘイトスピーチ対策条例(仮称)」を制定する。
352. 「人権都市宣言」(仮称)を行い、民族差別やジェンダー平等の徹底、性的マイノリティの排除を許さず、市民の人権と個人の尊厳を守る立場を明確にする。
353. 性的マイノリティへの差別や偏見をなくすために、パンフレットを活用してのさらなる啓発活動に取り組む。「パートナーシップ宣誓制度」を導入するなど、当事者に寄り添う支援を行う。
354. あらゆるハラスメントを根絶する。そのための職員向け研修会を行う。性暴力防止に向けた理解促進のためのグッズを作成し、学校などで活用する。性暴力救援センターの運営および業務の拡充について、愛知県に必要な施策を求めるとともに、市としても積極的に支援する。